

「改正後の規程」

社会福祉法人手をつなぐ役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐ（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）第23条に基づき、役員（定款第16条に規定する「理事及び監事」をいう。以下同じ。）の報酬（社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与、退職手当その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称如何を問わない。以下同じ。）及び費用弁償（役員が職務のため旅行したときに、社会福祉法人手をつなぐ旅費規程（以下「旅費規程」という。）に規定する旅費。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 報酬は、月額又は日額とする。

3 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、常勤役員で法人と雇用契約に基づく職員を兼務している場合は、社会福祉法人手をつなぐ給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき賞与及び退職手当を支給する。

(費用弁償の支給)

第3条 理事長及び業務執行理事の通勤に要する費用弁償は、給与規程に基づく月額の通勤手当を支給する。

2 非常勤の理事及び監事の旅行に要する費用弁償は、旅費規程に基づく額を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 役員に対する報酬及び費用弁償の支払時期及び方法は、給与規程の例による。ただし、業務都合により当月支給ができないとき（12月実績に基づく支給を除く。）は翌月支給とする。

2 前項の規定で、本人が希望する場合は現金で支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

この規程は、平成29年11月17日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		報酬
理事長（非常勤）	月額	50,000 円
業務執行理事（常勤）	月額	20,000 円
理事（非常勤）	日額	5,000 円
監事（非常勤）	日額	5,000 円